

保育所、幼稚園等の第2子以降の保育料の完全無料化について

本市では、「明石市まち・人・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンにおいて、5年後には、人口30万人、1年間の出生数を3,000人とする目標を掲げ、その実現に向け、様々な取り組みを進めることとしています。

人口増には、転入による社会増に加えて、出生数増への取り組みが必要となってきます。

そのためには、「子どもを安心して産み・育てられるまち」として、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、2人目を出産する後押しとなるよう、保育所や幼稚園等の施設を利用する第2子以降の保育料を無料にします。

記

1 事業内容

第1子の児童の年齢や保護者の所得にかかわらず、第2子が保育所や幼稚園などの施設を利用する場合の保育料を平成28年9月分より無料化します。

(国や県の多子軽減との比較)

区分	国 (平成27年度)	県 (平成27年度)	市 (拡充案)
第1子の年齢制限	保育所：就学前児童 幼稚園：3歳～8歳 (小3)	18歳未満	制限なし
保護者の所得制限	制限なし	保育料の算定対象となる市民税所得割額が119,000円以下	制限なし
対象とする保育料	制限なし	月額5,000円以上	制限なし
軽減内容	第2子 半額 第3子以降 無料	3歳未満児 月額5,500円上限 3歳以上児 月額4,000円上限	第2子以降 無料

※ 国・県とも平成28年度に軽減内容を拡充予定

2 対象者

明石市内に居住している第2子以降の児童

見込み数 第2子 約2,700人 (+900人)、第3子以降 約1,000人 (+850人)

DVなどの理由で住民票を移さずに市内に居住している場合も対象とします。

3 対象施設

子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設 (保育所、幼稚園、認定こども園) 及び特定地域型保育事業所 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

4 実施時期

平成28年9月以降の保育料について、無料にします。